

高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(第1条 省略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた次に掲げる罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含み、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為を除く。）をいう。</p> <p>ア 人の生命又は身体を害する罪</p> <p>イ アに掲げる罪に該当するものを除く性犯罪</p> <p>(2) 犯罪被害者 犯罪行為により害を被った者</p> <p>(3) 犯罪被害者等 犯罪被害者又はその遺族をいう。</p> <p>(4) 性犯罪 刑法第176条から第179条までの罪、第181条の罪及び第241条の罪並びにこれらの罪（第176条及び第178条第1項の罪を除く。）の未遂罪をいう。</p> <p>(5) 犯罪被害 警察に被害届が受理されている犯罪行為による被害であって次のいずれかに該当するもの（被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合を除き、被害届が受理されているものに限る。）をいう。</p>	<p style="text-align: center;">高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(第1条 省略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた次に掲げる罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含み、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為を除く。）をいう。</p> <p>ア 人の生命又は身体を害する罪</p> <p>イ アに掲げる罪に該当するものを除く性犯罪</p> <p>(2) 犯罪被害者 犯罪行為により害を被った者</p> <p>(3) 犯罪被害者等 犯罪被害者又はその遺族をいう。</p> <p>(4) 性犯罪 刑法第176条から第179条までの罪、第181条の罪及び第241条の罪並びにこれらの罪（第176条及び第178条第1項の罪を除く。）の未遂罪をいう。</p> <p>(5) 犯罪被害 警察に被害届が受理されている犯罪行為による被害であって次のいずれかに該当するもの（被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合を除き、被害届が受理されているものに限る）をいう。</p>

<p>ア 第1号アに掲げる罪に当たる行為による死亡又は重傷病</p> <p>イ 第1号イに掲げる罪に当たる行為による被害</p> <p>(6) 重傷病 犯罪被害のうち、負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）の場合であって、その治療に要する期間が1月以上かつ通算3日以上（精神的な疾病は3日以上）の入院（精神的な疾病は3日以上）の労務不能であることが医師により診断されたものをいう。</p> <p>(7) 遺族 死亡した犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出はないが、事実上婚姻関係と同等の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹をいう。</p> <p>(8) 再提訴 犯罪被害者等が損害賠償請求訴訟を提起し、加害者に対し損害賠償を命じる確定判決を有しているにもかかわらず、加害者から損害賠償金の支払をを受けることなく時効消滅が迫っている場合において、消滅時効完成前に再度損害賠償請求訴訟を提起することをいう。</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、高知県犯罪被害者等支援条例（令和2年高知県条例第3号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。</p> <p>（第3条～第5条 省略）</p> <p>（補助金の交付申請）</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ知事が別に定める犯罪被害者等支援団体における事前確認を受けたうえで、補助対象事業ごとに別記第1号様式による高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付申請書を知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。ただし、申請者が未成年者又はやむを得ない事情によ</p>	<p>ア 第1号アに掲げる罪に当たる行為による死亡又は重傷病</p> <p>イ 第1号イに掲げる罪に当たる行為による被害</p> <p>(6) 重傷病 犯罪被害のうち、負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）の場合であって、その治療に要する期間が1月以上かつ通算3日以上（精神的な疾病は3日以上）の入院（精神的な疾病は3日以上）の労務不能であることが医師により診断されたものをいう。</p> <p>(7) 遺族 死亡した犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出はないが、事実上婚姻関係と同等の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹をいう。</p> <p>(8) 再提訴 犯罪被害者等が損害賠償請求訴訟を提起し、加害者に対し損害賠償を命じる確定判決を有しているにもかかわらず、加害者から損害賠償金の支払いを受けることなく時効消滅が迫っている場合において、消滅時効完成前に再度損害賠償請求訴訟を提起することをいう。</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、高知県犯罪被害者等支援条例（令和2年高知県条例第3号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。</p> <p>（第3条～第5条 省略）</p> <p>（補助金の交付申請）</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ知事が別に定める犯罪被害者等支援団体における事前確認を受けたうえで、補助対象事業ごとに別記第1号様式による高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付申請書を知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。ただし、申請者が未成年者又はやむを得ない事情によ</p>
---	--

り当該補助金の申請ができない場合は、申請者の法定代理人が申請すること
ができるものとする。

2 申請を受理した日が、当該年度の3月1日以降の場合は、翌年度に当事業
が予算措置された場合に限るとの条件を付して、翌年度に申請されたもの
として受理するものとする。

(第7条 省略)

(補助金の交付に関する制限)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない
ものとする。

- (1) 申請者の前年の所得が児童手当法施行令 (昭和46年政令第281号) 第
1条で定める額を超えるとき。
- (2) 申請者が県税を滞納しているとき。
- (3) 申請者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。
- (4) 犯罪被害者が当該犯罪行為を誘発したとき、又は当該犯罪被害について
犯罪被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが社会通念上適当で
ないと知事が認めるとき。

(補助金の条件)

第9条 補助金の交付の目的を達成するため、申請者は、次の各号に掲げる事
項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式に

り当該補助金の申請ができない場合は、申請者の法定代理人が申請できるも
のとする。

2 申請を受理した日が、当該年度の3月1日以降の場合は、翌年度に当事業
が予算措置された場合に限るとの条件を付して、翌年度に申請されたもの
として受理するものとする。

(第7条 省略)

(補助金の交付に関する制限)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない
ものとする。

- (1) 申請者の前年の所得が児童手当法施行令第1条で定める額を超える
とき。
- (2) 申請者が県税を滞納しているとき。
- (3) 申請者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。
- (4) 犯罪被害者が当該犯罪行為を誘発したとき、又は当該犯罪被害について
犯罪被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか補助金を交付することが社会通念上適当でな
いと知事が認めるとき。

(補助金の条件)

第9条 補助金の交付の目的を達成するため、申請者は、次の各号に掲げる事
項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式に

よる高知県犯罪被害者等支援事業費補助金に係る補助事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。

- (3) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類とともに、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (4) 補助対象事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付について必要があると認めて知事が指示した事項

(補助金の交付)

- 第10条 知事は、第6条の規定による補助金の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、当該決定の内容のほか、これに条件を付した場合は、当該条件を申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項について、修正を加えて、前項の規定による補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 知事は、前項に規定する補助金の審査に際し、申請者からの当該申請に係る状況について調査することができる。この場合において、知事は申請及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関に照会を行うことができるものとする。
- 4 知事は、第1項の規定による決定をしたときは、別記第4号様式による高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書により申請者に通知するものとする。

よる高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。

- (3) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類とともに、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (4) 補助対象事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付について必要があると認めて知事が指示した事項

(補助金の交付)

- 第10条 知事は、第6条の規定による補助金の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、当該決定の内容のほか、これに条件を付した場合は、当該条件を申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項について、修正を加えて、前項の規定による補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 知事は、前項に規定する補助金の審査に際し、申請者からの当該申請にかかる状況について調査することができる。この際、知事は申請及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関に照会を行うことができるものとする。
- 4 知事は、第1項の規定による決定をしたときは、別記第4号様式による高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書を申請者に通知するものとする。

(概算払)

第 11 条 申請者は、規則第 14 条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第 5 号様式による 高知県犯罪被害者等支援事業費補助金概算払請求書 を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の概算払請求書を審査し、必要に応じて調査等を行い、適当であると認めた場合は、補助金の概算払を行うことができる。

(第 12 条 省略)

(実績報告)

第 13 条 申請者による補助金実績報告書については、第 6 条の規定による補助金の申請をもって代えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 11 条の規定による補助金の概算払を受けた申請者は、補助対象事業が完了したときは、別記第 6 号様式から別記第 8 号様式まで の規定 による高知県犯罪被害者等支援事業費補助金経費内訳書兼実績報告書を補助対象事業が完了した日から起算して 30 日以内又は補助対象事業の実施年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

(第 14 条～第 15 条 省略)

(届出)

第 16 条 申請者は、加害者又はその関係者から当該申請の補助対象経費に係る損害賠償等を受けた場合は、速やかにその旨を知事に 届け出なければなら

(概算払)

第 11 条 申請者は、規則第 14 条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第 5 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の概算払請求書を審査し、必要に応じて調査等を行い、適当であると認めた場合は、補助金の概算払を行うことができる。

(第 12 条 省略)

(実績報告)

第 13 条 申請者による補助金実績報告書については、第 6 条の規定による補助金の申請をもって代えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 11 条の規定による補助金の概算払を受けた申請者は、補助対象事業が完了したときは、別記第 6 号様式から別記第 8 号様式までによる高知県犯罪被害者等支援事業費補助金経費内訳書兼実績報告書を補助対象事業が完了した日から起算して 30 日以内又は補助対象事業の実施年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

(第 14 条～第 15 条 省略)

(届出)

第 16 条 申請者は、加害者又はその関係者から当該申請の補助対象経費に係る損害賠償等を受けた場合は、速やかにその旨を知事に届出なければなら

ない。

(補助金の返還等)

第17条 知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更させ、補助対象事業の当該取消に係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

- (1) 申請者が法令、本要綱又は本法令若しくは要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 申請者が補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 申請者が補助対象事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助対象事業の目的を達成し得なかったとき、又は補助対象事業の実施が不適切であると認められるとき。
- (6) 申請者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。

2 知事は、前項の取消をした場合は、別記第9号様式による高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付取消通知書により交付の決定の取消しを通知するとともに、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第3号までの場合による取消をした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金

い。

(補助金の返還等)

第17条 知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更させ、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

- (1) 申請者が法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 申請者が補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 申請者が補助対象事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助対象事業の目的を達成し得なかったとき、又は補助対象事業の実施が不適切であると認められるとき。
- (6) 申請者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。

2 知事は、前項の取り消しをした場合は、別記第9号様式高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付取消書により交付の決定の取消しを通知するとともに、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第3号までの場合による取り消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算

の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還期限及び前項の加算金の納付については、第14条第3項の規定を準用する。

(情報の開示)

第18条 補助事業に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(第19条 省略)

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条第3号、第12条、第17条及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和3年5月20日から施行する。

金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還期限及び前項の加算金の納付については、第14条第3項の規定を準用する。

(情報の開示)

第18条 補助事業に関して、高知県情報公開条例(令和2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(第19条 省略)

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条第3号、第12条、第17条及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条、第4条及び第5条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費
(1) 生活資金の補助 (令和3年4月1日以降に発生した犯罪被害による心身の回復のため、必要があると認められる、被害者又は遺族の生活資金に要する費用の一部を補助する。)	1 死亡した犯罪被害者の遺族 2 重傷病を負った犯罪被害者	犯罪被害からの回復に要する次に掲げる経費 1 被害者の葬儀に要する費用 2 警察、裁判所、検察庁等への出頭に要する費用（交通費、宿泊費等） 3 生活支援サービス等に要する費用（家事補助、育児補助、教育関係費等） 4 住宅等に要する費用（修繕費、転居後の増加分の家賃等） 5 就労等に要する費用（就労・転職支援サービス利用料等） 6 その他知事が認める費用 ただし、次に掲げる経費を 除く。 1 他の公的支援の対象となる費用（犯罪被害者給付金、公費負担制度等） 2 休業等に係る収入減に対する補填 3 犯罪被害に遭ったことによって生じたと判断できない費用
	3 性犯罪被害者	1 被害者の葬儀に要する費用 1 負傷又は疾病の治療に要する費用（医療費、通院費等） 2 警察、裁判所、検察庁等への出頭に

別表第1（第3条、第4条及び第5条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費
(1) 生活資金の補助 (令和3年4月1日以降に発生した犯罪被害による心身の回復のため、必要があると認められる、被害者又は遺族の生活資金に要する費用の一部を補助する。)	1 死亡した犯罪被害者の遺族 2 重傷病を負った犯罪被害者	犯罪被害からの回復に要する次に掲げる経費 1 被害者の葬儀に要する費用 2 警察、裁判所、検察庁等への出頭に要する費用（交通費、宿泊費等） 3 生活支援サービス等に要する費用（家事補助、育児補助、教育関係費等） 4 住宅等に要する費用（修繕費、転居後の増加分の家賃等） 5 就労等に要する費用（就労・転職支援サービス利用料等） 6 その他知事が認める費用 ただし、次に掲げる経費を除く 1 他の公的支援の対象となる費用（犯罪被害者給付金、公費負担制度等） 2 休業等に係る収入減に対する補填 3 犯罪被害に遭ったことによって生じたと判断できない費用
	3 性犯罪被害者	1 被害者の葬儀に要する費用 2 負傷又は疾病の治療に要する費用（医療費、通院費等） 3 警察、裁判所、検察庁等への出頭に

	<p>要する費用（交通費、宿泊費等）</p> <p><u>3</u> 生活支援サービス等に要する費用（家事補助、育児補助、教育関係費等）</p> <p><u>4</u> 住宅等に要する費用（修繕費、転居後の増加分の家賃等）</p> <p><u>5</u> 就労等に要する費用（就労・転職支援サービス利用料等）</p> <p><u>6</u> その他知事が認める費用</p> <p>ただし、次に掲げる経費を<u>除く。</u></p> <p>1 他の公的支援の対象となる費用（犯罪被害者給付金、公費負担制度等）</p> <p>2 休業等に係る収入減に対する補填</p> <p>3 犯罪被害に遭ったことによって生じたと判断できない費用</p>		<p>要する費用（交通費、宿泊費等）</p> <p>4 生活支援サービス等に要する費用（家事補助、育児補助、教育関係費等）</p> <p>5 住宅等に要する費用（修繕費、転居後の増加分の家賃等）</p> <p>6 就労等に要する費用（就労・転職支援サービス利用料等）</p> <p>7 その他知事が認める費用</p> <p>ただし、次に掲げる経費を除く</p> <p>1 他の公的支援の対象となる費用（犯罪被害者給付金、公費負担制度等）</p> <p>2 休業等に係る収入減に対する補填</p> <p>3 犯罪被害に遭ったことによって生じたと判断できない費用</p>
--	---	--	---

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助対象事業	補助対象者	補助対象経費
（2）転居費用の補助 （令和3年4月1日以降に住居又はその付近において犯罪被害に遭い、従前の住	1 死亡した犯罪被害者の遺族 2 重傷病を負った犯罪被害者又は性犯罪被害	転居に要する次に掲げる経費 1 運送に要する費用 2 荷造り等のサービス（運送事業者が行ったものに限る。）に要する費用 3 その他知事が認める費用 ただし、次に掲げる経費を <u>除く。</u>	（2）転居費用の補助 （令和3年4月1日以降に住居又はその付近において犯罪被害に遭い、従前の住	1 死亡した犯罪被害者の遺族 2 重傷病を負った犯罪被害者又は性犯罪被害	転居に要する次に掲げる経費 1 運送に要する費用 2 荷造り等のサービス（運送事業者が行ったものに限る。）に要する費用 3 その他知事が認める費用 ただし、次に掲げる経費を除く

居に居住することが困難になったと認められる被害者又は遺族の転居に要する費用の一部を補助する。)	者	1 他の公的支援の対象となる費用 (公費負担制度等) 2 転居先の賃貸契約に要する費用 (家賃、敷金・礼金、仲介手数料等)	居に居住することが困難になったと認められる被害者又は遺族の転居に要する費用の一部を補助する。)	者	1 他の公的支援の対象となる費用 (公費負担制度等) 2 転居先の賃貸契約に要する費用 (家賃、敷金・礼金、仲介手数料等)
---	---	--	---	---	--

<p>補助対象事業</p> <p>(3) 再提訴費用の補助</p> <p>(令和3年4月1日以降に犯罪被害者又は遺族が犯罪被害に係る加害者に対する損害賠償請求権の時効消滅を中断させるために行う再度の民事訴訟の提起に要する費用の一部を補助する。)</p>	<p>中略</p>	<p>補助要件</p> <p>1 犯罪被害に係る損害賠償請求にいう対象犯罪は、次のいずれかであること。 (1) 殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、逮捕・監禁、略取・誘拐 (2) 重傷病を負った傷害 (3) 前2号に準ずる行為で知事が認めるもの</p> <p>2 再提訴を提起するときに、申請者が高知県内に住所を有すること。</p> <p>3 申請者からの申請書を受理した日が再提訴に係る判決が言い渡された日の翌日から起算して2年を超えていないこと。</p>	<p>補助対象事業</p> <p>(3) 再提訴費用の補助</p> <p>(令和3年4月1日以降に犯罪被害者又は遺族が犯罪被害に係る加害者に対する損害賠償請求権の時効消滅を中断させるために行う再度の民事訴訟の提起に要する費用の一部を補助する。)</p>	<p>中略</p>	<p>補助要件</p> <p>1 犯罪被害に係る損害賠償請求にいう対象犯罪は、次のいずれかであること。 (1) 殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、逮捕・監禁、略取・誘拐。 (2) 重傷病を負った傷害。 (3) 前2号に準ずる行為で知事が認めるもの。</p> <p>2 再提訴を提起するときに、申請者が高知県内に住所を有すること。</p> <p>3 申請者からの申請書を受理した日が再提訴に係る判決が言い渡された日の翌日から起算して2年を超えていないこと。</p>
--	-----------	--	--	-----------	--

別表第1表3備考

※遺族の範囲及び順位

1 遺族の範囲

補助金の交付を受けることができる遺族の範囲は、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、次のいずれかに該当する者

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族の順位

遺族の順位は、前項の順序とし、同項各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。ただし、第1順位遺族が当該補助金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該補助金の申請をすることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって補助金の交付を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、補助金の交付を受けることができる遺族としない。

別表第1表3備考

※遺族の範囲及び順位

1 遺族の範囲

補助金の交付を受けることができる遺族の範囲は、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、次のいずれかに該当する者

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族の順位

遺族の順位は、前項の順序とし、同項各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。ただし、第1順位遺族が当該補助金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該補助金の申請をすることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって補助金の交付を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、補助金の交付を受けることができる遺族としない。

別表第2（第8条、第9条、第17条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第2（第8条、第9条及び第17条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

(申請者)

住 所

氏 名 _____ (自署)

生年月日 年 月 日

犯罪被害者との続柄 ()

電 話

(法定代理人)

住 所

氏 名

連 絡 先

〔代理申請をする理由〕

高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり高知県犯罪被害者等支援事業費補助金（以下、「補助金」という。）の交付を関係書類を添えて申請します。

申請にあたり、交付要綱第6条第1項に基づく事前確認に应ずること、高

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

(申請者)

住 所

氏 名 _____ (自署)

生年月日 年 月 日

犯罪被害者との続柄 ()

電 話

(法定代理人)

住 所

氏 名

連 絡 先

〔代理申請をする理由〕

高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり高知県犯罪被害者等支援事業費補助金（以下、「補助金」という。）の交付を関係書類を添えて申請します。

申請にあたり、交付要綱第6条第1項に基づく事前確認に应ずること、高

知県が申請された犯罪被害の状況について高知県警察等の関係機関に照会すること、及び補助金の交付手続及び交付に必要な審査の範囲内で、私が提供する個人情報を高知県、高知県警察及び高知県が補助金の面接相談を委託する機関、その他あらかじめ説明を受けた関係機関に共有することに同意します。

記

1 補助金交付申請額

金 _____ 円

2 補助金の種類

(あてはまる項目にチェックを入れ、必要事項を記入してください。以下同じです。)

- 生活資金の補助 (遺族 重傷病 性犯罪)
- 転居費用の補助
- 再提訴費用の補助

3 添付書類

- 犯罪被害申告書(別紙1)
- 経費内訳書兼実績報告書
- その他、別紙2に掲げる申請に必要な書類

4 補助金交付の制限事由の状況

- 他の公的な機関の同様の制度により、当該補助金の対象経費に係る支援を受けていない。

知県が申請された犯罪被害の状況について高知県警察等の関係機関に照会すること、及び補助金の交付手続及び交付に必要な審査の範囲内で、私が提供する個人情報を高知県、高知県警察及び高知県が補助金の面接相談を委託する機関、その他あらかじめ説明を受けた関係機関に共有することに同意します。

記

1 補助金交付申請額

金 _____ 円

2 補助金の種類

(あてはまる項目にチェックを入れ、必要事項を記入してください。以下同じです。)

- 生活資金の補助 (遺族 重傷病 性犯罪)
- 転居費用の補助
- 再提訴費用の補助

3 添付書類

- 犯罪被害者申告書
- 経費内訳書兼実績報告書
- その他、別紙2に掲げる申請に必要な書類

4 補助金交付の制限事由の状況

- 他の公的な機関の同様の制度により、当該補助金の対象経費に係る支援を受けている。

- 前年の所得が児童手当法施行令第1条で定める額を超えていない。
- 県税を滞納していない。
- 別表第2に掲げるいずれにも該当しない。
- ~~犯罪被害者が~~当該犯罪行為を誘発しておらず、又は当該犯罪被害について~~犯罪被害者にもその~~責めに帰すべき行為はなかった。
- 加害者より、当該補助金の対象経費に係る損害賠償を受けていない。

5 過去に、当該犯罪被害に対し補助金の交付を受けた場合、その補助金の種類及び交付金額

- 生活資金の補助 (金額 円) (交付時期 年 月)
(遺族 重傷病 性犯罪)
- 転居費用の補助 (金額 円) (交付時期 年 月)
- 再提訴費用の補助 (金額 円) (交付時期 年 月)
- 交付を受けたことはない。

(別紙1 省略)

- 前年の所得が児童手当法施行令第1条で定める額を超えている。
- 県税を滞納している。
- 別表第2に掲げるいずれかに該当しない。
- 犯罪被害者が当該犯罪行為を誘発したとき、又は当該犯罪被害について犯罪被害者にもその責めに帰すべき行為があった。
- 加害者より、当該補助金の対象経費に係る損害賠償を受けている。

5 過去に、当該犯罪被害に対し補助金の交付を受けた場合、その補助金の種類及び交付金額

- 生活資金の補助 (金額 円) (交付時期 年 月)
(遺族 重傷病 性犯罪)
- 転居費用の補助 (金額 円) (交付時期 年 月)
- 再提訴費用の補助 (金額 円) (交付時期 年 月)
- 交付を受けたことはない。

(別紙1 省略)

別紙 2

別紙 2

1 生活資金の補助	
申請者は、次に掲げる書類を添えて申請することとする。	
共通	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（第 1 号様式）
	<input type="checkbox"/> 犯罪被害申告書 <u>（別紙 1）</u>
	<input type="checkbox"/> 内訳書兼実績報告書（ <u>第 6 号様式</u> 生活資金の補助）
	<input type="checkbox"/> 被害者（遺族の場合は申請者）が犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われたときにおいて、高知県内に住所を有していたことを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
	<input type="checkbox"/> 申請者に係る所得証明書
	<input type="checkbox"/> 犯罪被害に遭ったことによってかかった経費がわかる書類（領収証、納品書等）
	<input type="checkbox"/> 犯罪被害に遭った事実を認めることができる書類
	<input type="checkbox"/> 県税について滞納のないことがわかる書類 （納税証明書 県税の滞納義務がない場合は、その旨の申立書）
	<input type="checkbox"/> 希望振込口座の金融機関名、口座番号及び名義人を確認 <u>する</u> ことができる通帳の写し
	《代理人申請の場合》 <input type="checkbox"/> 委任状
死亡した犯罪被害者の遺族	<input type="checkbox"/> 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
	<input type="checkbox"/> 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は妙本その他地方公共団体の長が発行する証明書

1 生活資金の補助	
申請者は、次に掲げる書類を添えて申請することとする。	
共通	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（第 1 号様式）
	<input type="checkbox"/> 犯罪被害申告書（第 2 号様式）
	<input type="checkbox"/> 内訳書兼実績報告書（第 7 号様式 生活資金の補助）
	<input type="checkbox"/> 被害者（遺族の場合は申請者）が犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われたときにおいて、高知県内に住所を有していたことを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
	<input type="checkbox"/> 申請者に係る所得証明書
	<input type="checkbox"/> 犯罪被害に遭ったことによってかかった経費がわかる書類（領収証、納品書等）
	<input type="checkbox"/> 犯罪被害に遭った事実を認めることができる書類
	<input type="checkbox"/> 県税について滞納のないことがわかる書類 （納税証明書 県税の滞納義務がない場合は、その旨の申立書）
	<input type="checkbox"/> 希望振込口座の金融機関名、口座番号及び名義人を確認できること ができる通帳の写し
	《代理人申請の場合》 <input type="checkbox"/> 委任状
死亡した犯罪被害者の遺族	<input type="checkbox"/> 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
	<input type="checkbox"/> 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は妙本その他地方公共団体の長が発行する証明書

	<p>《婚姻届未提出の場合》</p> <p><input type="checkbox"/>申請者と犯罪被害者が事実上婚姻関係にあったことを証明する書類 (住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等)</p>		<p>《婚姻届未提出の場合》</p> <p><input type="checkbox"/>申請者と犯罪被害者が事実上婚姻関係にあったことを証明する書類 (住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等)</p>
	<p>《申請者が配偶者以外の場合》</p> <p><input type="checkbox"/>第1順位遺族であることが証明することができる書類 (先順位の人の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は妙本)</p>		<p>《申請者が配偶者以外の場合》</p> <p><input type="checkbox"/>第1順位遺族であることが証明することができる書類 (先順位の人の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は妙本)</p>
	<p>《申請者が生計維持遺族である場合》</p> <p><input type="checkbox"/>当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類</p>		<p>《申請者が生計維持遺族である場合》</p> <p><input type="checkbox"/>当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類</p>
	<p><input type="checkbox"/>その他、＝知事が必要<u>がある</u>と認める書類</p>		<p><input type="checkbox"/>その他、知事が必要と認める書類</p>
<p>重傷病を負った犯罪被害者又は性犯罪被害者</p>	<p><input type="checkbox"/>重傷病・精神疾患及び性被害に該当することが証明できる医師の診断書</p> <p><u>診断書は、受傷日、療養期間、入院日数及び病名が明記されたものであること。</u></p> <p>ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が<u>通算何日以上</u>労務に服することができない<u>ものであるかが明記されたものであること。</u>また、<u>性犯罪被害</u>に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度及び療養期間について<u>明記されたものであること。</u></p>	<p>重傷病を負った犯罪被害者又は性犯罪被害者</p>	<p><input type="checkbox"/>重傷病・精神疾患及び性被害に該当することが証明できる医師の診断書</p> <p>診断書には、受傷日、療養期間、入院日数、病名を明記すること。</p> <p>ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができないことを明記すること。また、性被害に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度及び療養期間について明記すること。</p>
	<p><input type="checkbox"/>その他、＝知事が必要<u>がある</u>と認める書類</p>		<p><input type="checkbox"/>その他、知事が必要と認める書類</p>

2 転居費用の補助	
申請者は、次に掲げる書類を添えて申請することとする。	
共通	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（第1号様式）
	<input type="checkbox"/> 犯罪被害申告書 <u>（別紙1）</u>
	<input type="checkbox"/> 内訳書兼実績報告書（ <u>第7号様式</u> 転居費用の補助）
	<input type="checkbox"/> 被害者（遺族の場合は申請者）が犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われたときにおいて、高知県内に住所を有していたことを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
	<input type="checkbox"/> 申請者に係る所得証明書
	<input type="checkbox"/> 従前の住居及び転居後の住居がわかる書類（住民票の写し）
	<input type="checkbox"/> 転居にかかった経費がわかる書類（運送業者が作成した内訳書及び納品書等）
	<input type="checkbox"/> 犯罪被害に遭った事実を認めることができる書類
	<input type="checkbox"/> 県税について滞納のないことがわかる書類 （納税証明書 県税の滞納義務がない場合は、その旨の申立書）
	<input type="checkbox"/> 希望振込口座の金融機関名、口座番号及び名義人を確認 <u>する</u> ことができる通帳の写し
	《申請者が未成年の場合》 <input type="checkbox"/> 転居に関する保護者（親権者又は未成年後見人）の同意書
	《代理人申請の場合》 <input type="checkbox"/> 委任状
	死亡した犯罪被害者
	<input type="checkbox"/> 申請者と犯罪被害者との続柄及び同居していたことを証する戸籍

2 転居費用の補助	
申請者は、次に掲げる書類を添えて申請することとする。	
共通	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（第1号様式）
	<input type="checkbox"/> 犯罪被害申告書（第2号様式）
	<input type="checkbox"/> 内訳書兼実績報告書（第8号様式 転居費用の補助）
	<input type="checkbox"/> 被害者（遺族の場合は申請者）が犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われたときにおいて、高知県内に住所を有していたことを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
	<input type="checkbox"/> 申請者に係る所得証明書
	<input type="checkbox"/> 従前の住居及び転居後の住居がわかる書類（住民票の写し）
	<input type="checkbox"/> 転居にかかった経費がわかる書類（運送業者が作成した内訳書及び納品書等）
	<input type="checkbox"/> 犯罪被害に遭った事実を認めることができる書類
	<input type="checkbox"/> 県税について滞納のないことがわかる書類 （納税証明書 県税の滞納義務がない場合は、その旨の申立書）
	<input type="checkbox"/> 希望振込口座の金融機関名、口座番号及び名義人を確認 <u>できる</u> ことができる通帳の写し
	《申請者が未成年の場合》 <input type="checkbox"/> 転居に関する保護者（親権者又は未成年後見人）の同意書
	《代理人申請の場合》 <input type="checkbox"/> 委任状
	死亡した犯罪被害者
	<input type="checkbox"/> 申請者と犯罪被害者との続柄及び同居していたことを証する戸籍

の遺族	の謄本又は抄本、その他地方公共団体の長が発行する証明書（二親等以内であること）	の遺族	の謄本又は抄本、その他地方公共団体の長が発行する証明書（二親等以内であること）
	《婚姻届未提出の場合》 □申請者と犯罪被害者が事実上婚姻関係にあったことを証明する書類 (住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等)		《婚姻届未提出の場合》 □申請者と犯罪被害者が事実上婚姻関係にあったことを証明する書類 (住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等)
	《申請者が配偶者以外の場合》 □第1順位遺族であることが証明することができる書類 (先順位の人 の 死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本)		《申請者が配偶者以外の場合》 □第1順位遺族であることが証明することができる書類 (先順位の人 の 死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本)
	《申請者が生計維持遺族である場合》 □当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類		《申請者が生計維持遺族である場合》 □当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
	□その他、 知事が必要 <u>がある</u> と認める書類		□その他、知事が必要と認める書類
重傷病を負った犯罪被害者又は性犯罪被害者	□精神的に従前の住居に居住し続けることが困難であることを証する医師の診断書等 □その他、 知事が必要 <u>がある</u> と認める書類	重傷病を負った犯罪被害者又は性犯罪被害者	□精神的に従前の住居に居住し続けることが困難であることを証する医師の診断書等 □その他、知事が必要と認める書類

3 再提訴費用の補助		3 再提訴費用の補助	
申請者は、次に掲げる書類を添えて申請することとする。		申請者は、次に掲げる書類を添えて申請することとする。	
共通	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（第1号様式）	共通	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（第1号様式）
	<input type="checkbox"/> 犯罪被害申告書 <u>(別紙1)</u>		<input type="checkbox"/> 犯罪被害申告書(第2号様式)
	<input type="checkbox"/> 内訳書兼実績報告書 <u>(第8号様式)</u> 再提訴費用の補助)		<input type="checkbox"/> 内訳書兼実績報告書（第9号様式 再提訴費用の補助）
	<input type="checkbox"/> 申請者（遺族の場合も含む）が申請時において、高知県民であること証する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）		<input type="checkbox"/> 申請者（遺族の場合も含む）が申請時において、高知県民であること証する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
	<input type="checkbox"/> 申請者に係る所得証明書		<input type="checkbox"/> 申請者に係る所得証明書
	<input type="checkbox"/> 再提訴の原因となった民事訴訟における判決書等債務名義がわかるもの（損害賠償請求権を得た当初の判決書（全文）の写し）		<input type="checkbox"/> 再提訴の原因となった民事訴訟における判決書等債務名義がわかるもの（損害賠償請求権を得た当初の判決書（全文）の写し）
	<input type="checkbox"/> 再提訴の判決書（全文）の写し		<input type="checkbox"/> 再提訴の判決書（全文）の写し
	<input type="checkbox"/> 刑事事件の判決書（事件番号、事件名、被告）の写し		<input type="checkbox"/> 刑事事件の判決書（事件番号、事件名、被告）の写し
	<input type="checkbox"/> 再提訴に要した経費がわかる書類（印紙代の領収証等）		<input type="checkbox"/> 再提訴に要した経費がわかる書類（印紙代の領収証等）
	<input type="checkbox"/> 県税について滞納のないことがわかる書類 （納税証明書 県税の滞納義務がない場合は、その旨の申立書）		<input type="checkbox"/> 県税について滞納のないことがわかる書類 （納税証明書 県税の滞納義務がない場合は、その旨の申立書）
	<input type="checkbox"/> 希望振込口座の金融機関名、口座番号及び名義人を確認 <u>する</u> ことができる通帳の写し		<input type="checkbox"/> 希望振込口座の金融機関名、口座番号及び名義人を確認 <u>できる</u> ことができる通帳の写し
	《代理人申請の場合》 <input type="checkbox"/> 委任状		《代理人申請の場合》 <input type="checkbox"/> 委任状
死亡した犯罪被害者の遺族	死亡した犯罪被害者の遺族	<input type="checkbox"/> 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は妙本その他 地方公共団体の長が発行する証明書	<input type="checkbox"/> 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は妙本その他 地方公共団体の長が発行する証明書
<input type="checkbox"/> その他 <u>≡</u> 知事が必要 <u>がある</u> と認める書類	<input type="checkbox"/> その他、知事が必要と認める書類		

重傷病 を負っ た犯罪 被害者 又は性 犯罪被 害者	<input type="checkbox"/> 申請者本人であることを証する書類	重傷病 を負っ た犯罪 被害者 又は性 犯罪被 害者	<input type="checkbox"/> 申請者本人であることを証する書類
	<input type="checkbox"/> 重傷病・精神疾患及び性被害に該当することが証明できる医師の診断書 <u>診断書は、受傷日、療養期間、入院日数及び病名が明記されたものであること。</u> ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が <u>通算何日以上</u> 労務に服することができない <u>ものであるかが明記されたものであること。</u> また、 <u>性犯罪被害</u> に係るもの <u>については</u> 、入院日数の記載は要せず、その症状の程度及び療養期間について <u>明記されたものであること。</u>		<input type="checkbox"/> 重傷病・精神疾患及び性被害に該当することが証明できる医師の診断書 診断書には、受傷日、療養期間、入院日数、病名を明記すること。 ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができないことを明記すること。また、性被害に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度及び療養期間について明記すること。
	<input type="checkbox"/> その他、 <u>知事が必要がある</u> と認める書類		<input type="checkbox"/> その他、知事が必要と認める書類
(第2号様式 省略)		(第2号様式 省略)	

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名
犯罪被害者との続柄（ ）
電 話

高知県犯罪被害者等支援事業費補助金に係る補助対象事業中止
（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付けで申請した高知県犯罪被害者等支援事業費補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり交付の中止（廃止）したいので、高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

- 1 補助金の種類
- 2 中止（廃止）の理由

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名
犯罪被害者との続柄（ ）
電 話

高知県犯罪被害者等支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付けで申請した高知県犯罪被害者等支援事業費補助金について、下記のとおり交付の中止（廃止）したいので、高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

- 1 補助金の種類
- 2 中止の理由

第4号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事

高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった高知県犯罪被害者等支援事業費補助金について、次のとおり交付する（交付しない）ことを決定したので通知します。

記

1 補助金の種類

2 補助金交付決定額

金 円

3 不交付の場合、その理由
(理由)

※ ~~補助金の交付後~~、当該補助金を交付後に、高知県犯罪被害者等支援事業費補助金要綱第17条の規定に該当することが判明した場合、補助金の返還を求める場合があります。

※ 知事が補助金の返還を求めたときは、知事が定める日までに補助金を返還しなければなりません。

第4号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事

高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった高知県犯罪被害者等支援事業費補助金について、次のとおり交付する（交付しない）ことを決定したので通知します。

記

1 補助金の種類

2 補助金交付決定額

金 円

3 不交付の場合、その理由
(理由)

※ 補助金の交付後に、当該補助金を交付後に、高知県犯罪被害者等支援事業費補助金要綱第17条の規定に該当することが判明した場合、補助金の返還を求める場合があります。

※ 知事が補助金の返還を求めたときは、知事が定める日までに補助金を返還しなければなりません。

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

高知県知事 様

交付決定者 住 所
氏 名
犯罪被害者との続柄（ ）
電 話

高知県犯罪被害者等支援事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で決定通知がありました
高知県犯罪被害者等支援事業費補助金について、**高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付**要綱第11条第1項の規定により、概算交付されるよう請求
します。

記

補助金交付決定額	円
既 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円
補 助 金 の 種 類	<input type="checkbox"/> 生活資金（ <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 重傷病 <input type="checkbox"/> 性犯罪 ） <input type="checkbox"/> 転居費用 <input type="checkbox"/> 再提訴費用
振 込 口 座	フ リ ガ ナ
	口 座 名 義 人
	金 融 機 関 名
	支 店 名
	種 別
	口 座 番 号

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

高知県知事 様

交付決定者 住 所
氏 名
犯罪被害者との続柄（ ）
電 話

高知県犯罪被害者等支援事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で決定通知がありました
高知県犯罪被害者等支援事業費補助金について、要綱第11条第1項の規定
により、概算交付されるよう請求します。

記

補助金交付決定額	円
既 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円
補 助 金 の 種 類	<input type="checkbox"/> 生活資金（ <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 重傷病 <input type="checkbox"/> 性犯罪 ） <input type="checkbox"/> 転居費用 <input type="checkbox"/> 再提訴費用
振 込 口 座	フ リ ガ ナ
	口 座 名 義 人
	金 融 機 関 名
	支 店 名
	種 別
	口 座 番 号

※ 該当する□の枠にチェックしてください。

※ 上記、希望振込口座の金融機関名、口座番号及び名義人を確認する
ことができる通帳の写しを添付し、提出してください。

※ 該当する□の枠にチェックしてください。

※ 上記、希望振込口座の金融機関名、口座番号及び名義人を確認できる
ことができる通帳の写しを添付し、提出してください。

第6号様式（第13条関係）（生活資金の補助）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名
犯罪被害者との続柄（ ）
電 話

高知県犯罪被害者等支援事業費補助金経費内訳書兼実績報告書

令和 年 月 日付けで申請した高知県犯罪被害者等支援事業費補助金の生活資金の補助に係る対象経費等について、必要書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 請求額

金 _____ 円

2 生活資金にかかった経費の内訳

	項目	概要	合計額
(1)			円
(2)			円
(3)			円
(4)			円
(5)			円
申込み金額(1)+(2)+(3)+(4)+(5)合計金額			円

※6項目以上ある場合は別紙を利用してください。

第6号様式（第13条関係）（生活資金の補助）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名
犯罪被害者との続柄（ ）
電 話

高知県犯罪被害者等支援事業費補助金経費内訳書兼実績報告書

令和 年 月 日付けで申請した高知県犯罪被害者等支援事業費補助金の転居費用の補助に係る対象経費等について、必要書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 請求額

金 _____ 円

2 生活資金にかかった経費の内訳

	項目	概要	合計額
(1)			円
(2)			円
(3)			円
(4)			円
(5)			円
申込み金額(1)+(2)+(3)+(4)+(5)合計金額			円

※6項目以上ある場合は別紙を利用してください。

3 添付書類 (※該当する□の枠にチェックを入れ、必要事項を記入してください。)

- (1) かかった費用がわかる書類
領収証 納品書 その他 ()
- (2) その他 知事が必要があると認める書類

(第6号様式別紙)

項目	概要	合計額
		円
		円

～ 中略 ～

		円
申込金額 (から まで) の合計金額		円

3 添付書類

- (1) かかった費用がわかる書類
領収証 納品書 その他 ()
- (2) その他、知事が必要と認める書類
- ※ 該当する□の枠にチェックしてください。

(第6号様式別紙 省略)

項目	概要	合計額

～ 中略 ～

申込金額 (から まで) の合計金額		円

第7号様式（第13条関係） （転居費用の補助）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名
犯罪被害者との続柄（ ）
電 話

高知県犯罪被害者等支援事業費補助金経費内訳書兼実績報告書

令和 年 月 日付で申請した高知県犯罪被害者等支援事業費補助金の転居費用の補助に係る対象経費等について、必要書類を添えて下記のとおり報告します。

1 請求額

金 _____ 円

2 住居について

転居後住居	〒 _____
転居前住居	〒 _____ 高知県

3 転居にかかった経費の内訳

第7号様式（第13条関係） （転居費用の補助）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名
犯罪被害者との続柄（ ）
電 話

高知県犯罪被害者等支援事業費補助金経費内訳書兼実績報告書

令和 年 月 日付で申請した高知県犯罪被害者等支援事業費補助金の転居費用の補助に係る対象経費等について、必要書類を添えて下記のとおり報告します。

1 請求額

金 _____ 円

2 住居について

転居後住居	〒 _____
転居前住居	〒 _____ 高知県

3 転居にかかった経費の内訳

転居日	年	月	日
運送業者名			
補助対象経費 (納品書等写しを添 付する <u>こと</u>)	(1) 運送に要した費用	円	
	(2) 荷造り等のサービス	円	
	(3) その他	円	

4 添付書類 (※該当する□の枠にチェックを入れ、必要事項を記入してく
ださい。)

- (1) 転居後の住所のわかる書類
住民票の写し 戸籍の附票 その他 ()
- (2) かかった費用がわかる書類
納品書 領収書 その他 ()
- (3) その他 ＝知事が必要があると認める書類

転居日	年	月	日
運送業者名			
補助対象経費 (納品書等写しを添付 すること)	(1) 運送に要した費用	円	
	(2) 荷造り等のサービス	円	
	(3) その他	円	

4 添付書類

- (1) 転居後の住所のわかる書類
住民票の写し 戸籍の附票 その他 ()
- (2) かかった費用がわかる書類
納品書 領収書 その他 ()
- (3) その他、知事が必要と認める書類
 ※ 該当する□の枠にチェックしてください。

第8号様式（第13条関係）（再提訴費用の補助）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名
犯罪被害者との続柄（ ）
電 話

高知県犯罪被害者等支援事業費補助金経費内訳書兼実績報告書

令和 年 月 日付けで申請した、高知県犯罪被害者等支援事業費補助金の再提訴費用の補助に係る対象経費等について、必要書類を添えて下記のとおり報告します。

1 請求額

金 _____ 円

2 再提訴に係る内容

事 件 番 号	
原 告	
被 告	
裁 判 所	
再 提 訴 日	
判 決 内 容	
補助対象経費	(1) 印紙代 金 _____ 円

第8号様式（第13条関係）（再提訴費用の補助）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名
犯罪被害者との続柄（ ）
電 話

高知県犯罪被害者等支援事業費補助金経費内訳書兼実績報告書

令和 年 月 日付けで申請した、高知県犯罪被害者等支援事業費補助金の再提訴費用の補助に係る対象経費等について、必要書類を添えて下記のとおり報告します。

1 請求額

金 _____ 円

2 再提訴に係る内容

事 件 番 号	
原 告	
被 告	
裁 判 所	
再 提 訴 日	
判 決 内 容	
補助対象経費	(1) 印紙代 金 _____ 円

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">(納品書等写しを添付する<u>こと</u>)</td> <td style="padding: 2px;">(2) 予納郵券代 金 円</td> </tr> </table> <p>2 再提訴に係る内容</p> <p>3 添付書類 <u>(※該当する□の枠にチェックを入れ、必要事項を記入してください。)</u></p> <p>(1) 再提訴をしたことが分かる書類 <input type="checkbox"/>再提訴の判決の写し <input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>(2) かかった費用がわかる書類 <input type="checkbox"/>領収書 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>(3) その他 <u>知事が必要がある</u>と認める書類</p>	(納品書等写しを添付する <u>こと</u>)	(2) 予納郵券代 金 円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">(納品書等写しを添付すること)</td> <td style="padding: 2px;">(2) 予納郵券代 金 円</td> </tr> </table> <p>3 添付書類</p> <p>(1) 再提訴をしたことが分かる書類 <input type="checkbox"/>再提訴の判決の写し <input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>(2) かかった費用がわかる書類 <input type="checkbox"/>領収書 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>(3) その他、知事が必要と認める書類 ※ 該当する□の枠にチェックしてください。</p>	(納品書等写しを添付すること)	(2) 予納郵券代 金 円
(納品書等写しを添付する <u>こと</u>)	(2) 予納郵券代 金 円				
(納品書等写しを添付すること)	(2) 予納郵券代 金 円				

第9号様式（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事

高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付取消通知書

令和 年 月 日付け 第 号で決定通知をした高知県犯罪被害者等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、下記のとおり交付を取消しましたので通知します。

なお、交付を取消した補助金のうち、既に交付を受けたものがある場合は、高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第17条第1項第2号から第4号までの規定に基づき、県に返還してください。

記

1 取消対象者氏名（申請者）

2 交付を取消した補助金の額

金 円

（うち既交付額 金 円）

3 取消事由

交付要綱第17条第1項第 号に該当したため

第9号様式（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事

高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付取消通知書

令和 年 月 日付け 第 号で決定通知をした高知県犯罪被害者等支援事業費補助金の交付について、次のとおり交付しないことを決定したので通知します。

記

1 取消対象者氏名（申請者）

2 対象補助金額 金 円 （うち既交付額 金 円）

3 取消事由

（1）要綱第17条第1項第1号に該当したため

（2）要綱第17条第1項第2号に該当したため

（3）要綱第17条第1項第3号に該当したため

4 補助金の返還

要綱第17条第2号から第4号の規定に基づき、令和 年 月 日までに、返還するものとする。

金額は金 円とし、返還方法については別紙に定めるとおりとする。

4 返還が必要な補助金の額

金 _____ 円

5 返還期日

年 _____ 月 _____ 日

6 返還方法

別紙のとおり

(参考様式 省略)

(参考様式 省略)